

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る 関係規則の改正案等及び改正案等に対する意見募集の実施

令和3年12月15日
原 子 力 規 制 庁

1. 経緯

原子炉等規制法第62条の3に基づく事故・トラブルの報告（以下「法令報告」という。）の改善については、「原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合」において議論を行っており、令和3年度第25回原子力規制委員会（令和3年8月18日）において、議論が収束した以下の事項については法令等の改正案を作成する方向性について了承された（参考）。

- (1) 関係規則及び関係規則の法令報告に係る運用に関する訓令の改正を伴うもの
 - ・事業者からの法令報告に係る報告書の提出期日の見直し
 - ・制御棒の過挿入事象を報告対象から削除
 - ・知見が蓄積されているものや潜在的なリスクが低い使用施設等の安全性を損なうおそれのない事象については、事象発生の旨のみ報告を受け、詳細の報告を求めない事象の規定
- (2) 関係規則の法令報告に係る運用に関する訓令の改正のみ伴うもの
 - ・点検等により機能が要求されない期間に発生させた損傷は報告対象ではない旨の追記

上記を受け、今般、関係規則^{*1}の改正案を別紙1のとおり作成した。また、関係規則の法令報告に係る運用に関する訓令^{*2}については、表現の適正化に関する改正部分を含め、別紙2のとおり改正案を作成した。さらに、「規制等業務の当面の実施手順に関する方針」（原規総発第120919097号）2.（2）の規定に基づき、旧原子力安全・保安院より継承されている「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（内規）」（平成19・12・12原院第5号）については、新たに原子力規制委員会の訓令として制定すべく、制定案を別紙3のとおり作成した。

2. 意見募集の実施

別紙1については行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、意見募集を実施したい。また、別紙2及び別紙3については、任意の意見募集を実施したい。

3. 今後の予定

意見募集の実施：令和3年12月16日（木）から令和4年1月14日（金）まで（30日間）

原子力規制委員会への結果報告及び規則の改正案等の制定：令和4年2月頃

（添付資料）

別紙1：試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）

別紙2：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）等の一部改正について（案）

別紙3：核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（訓令）の制定について（案）

参考：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性（2回目）
(令和3年8月18日第25回原子力規制委員会資料4)（関係部分抜粋）

※1以下の規則をいう。

- 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）
- 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）
- 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年令総理府・通商産業省第一号）
- 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）
- 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）
- 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）
- 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）

- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）
- 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）
- 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）
- 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）

※2 以下の訓令をいう。

- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）（原規防発第1307081号）
- 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）（原規防発第1312173号）
- 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）（原規防発第1312174号）
- 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）（原規防発第1312175号）
- 核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）（原規防発第1312176号）
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令）（原規防発第1312177号）
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令）（原規防発第1312178号）

(案)

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十二条の三の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 名

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）

別表第一

二 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号） 別表第二

三 核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年通商産業省令第一号） 別表第三

- 四 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号） 別表第四
- 五 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号） 別表第五
- 六 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号） 別表第六
- 七 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）
別表第七
- 八 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）
別表第八
- 九 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号） 別表第九
- 十 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十
三年運輸省令第七十号） 別表第十
- 十一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六
十三年総理府令第一号） 別表第十一

十二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年

総理府令第四十七号） 別表第十二

十三 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号） 別表第十三

十四 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号） 別

表第十四

十五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二

十年経済産業省令第二十三号） 別表第十五

第二条 前条各号に定める表中の傍線の意義は、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めることとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

別表第一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第十六条の十四 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一(十二略)」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第十六条の十四 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一(十二同上)」</p>

別表第二 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第六条の十法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、過去に発生した事象から得られた知見その他の科学的知見により、使用施設等の安全性を損なうおそれのないことが合理的に明らかであるときは、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。</p> <p>〔一〇一二 略〕</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第六条の十法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〇一二 同上〕</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>		

別表第三 核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第七条の七 法第六十二条の三の規定により、製鍊事業者（旧製鍊事業者等を含む。次条及び第十二条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 五 略」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第七条の七 法第六十二条の三の規定により、製鍊事業者（旧製鍊事業者等を含む。次条及び第十二条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 五 同上」</p>

別表第四 核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第九条の十六 法第六十二条の三の規定により、加工事業者（旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十二 略）</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第九条の十六 法第六十二条の三の規定により、加工事業者（旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十二 同上）</p>

別表第五 核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第五条 法第六十二条の三の規定により、核原料物質使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一～五 略」</p> <p>2 核原料物質使用者は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するとときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一～三 略」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第五条 法第六十二条の三の規定により、核原料物質使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一～五 同上」</p> <p>2 核原料物質使用者は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するとときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一～三 同上」</p>
参考 表中の「」の記載は注記である。		

別表第六 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第十九条の十六 法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十二略）」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第十九条の十六 法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十二同上）」</p>

別表第七 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第五条の二 法第六十二条の三の規定により、原子力事業者等は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕三 略</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第五条の二 法第六十二条の三の規定により、原子力事業者等は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕三 同上</p>

別表第八 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備 考	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第二十五条 法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（次条において単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一 〔二 〔三 略〕</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第二十五条 法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（次条において単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一 〔二 〔三 同上〕</p>
表 中 の 「 」 の 記 載 は 注 記 で あ る		

別表第九 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第一百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、過去に発生した類似の事象により、当該事象の原因及び再発を防止するため講ずる内容が明らかであるときは、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。</p> <p>〔一～十二 略〕</p> <p>十三 挿入若しくは引抜きの操作を行つていらない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するため一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。</p> <p>〔十四 略〕</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第一百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一～十二 同上〕</p> <p>十三 挿入若しくは引抜きの操作を行つていらない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するため一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であつて挿入若しくは引抜きの操作を行つていらないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。</p> <p>〔十四 同上〕</p>

別表第十 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>（事故故障等の報告）</p> <p>第三十五条 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次条において同じ。）は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 （十 略）」</p>	<p>（事故故障等の報告）</p> <p>第三十五条 法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。次条において同じ。）は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一 （十 同上）」</p>

別表第十一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第二十二条の十七 法第六十二条の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十一） 略」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第二十二条の十七 法第六十二条の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>「一（十一） 同上」</p>
備考	表中の「」の記載は注記である。	

別表第十二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第三十五条の十六 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者（旧廃棄事業者等（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）を含む。次条及び第四十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一（十二 略）〕</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第三十五条の十六 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者（旧廃棄事業者等（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）を含む。次条及び第四十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一（十二 同上）〕</p>
表中の「」の記載は注記である。		

別表第十三 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第四十三条の十三 法第六十二条の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。次条及び第四十八条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するとときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕十二 略」</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第四十三条の十三 法第六十二条の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。次条及び第四十八条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するとときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕十二 同上」</p>

別表第十四 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p style="text-align: right;">(事故故障等の報告)</p> <p>第一百二十九条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第一百三十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕十二 略</p> <p>〔二〕十二 同上</p> <p>〔三〕十二 同上</p> <p>〔四〕同上</p>	<p style="text-align: right;">(事故故障等の報告)</p> <p>第一百二十九条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第一百三十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕十二 略</p> <p>〔二〕十二 同上</p> <p>〔三〕十二 同上</p> <p>〔四〕同上</p>
	<p>十三 挿入若しくは引抜きの操作を行つていいない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。</p>	<p>十三 挿入若しくは引抜きの操作を行つていいない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であつて挿入若しくは引抜きの操作を行つていいものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。</p>

別表第十五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第八十九条 法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕十一 略</p>	<p>(事故故障等の報告)</p> <p>第八十九条 法第六十二条の三の規定により、第一種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第九十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>〔一〕十一 同上</p>

(案)

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）等の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）（原規防発第1307081号） 別表第一
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）（原規防発第1312173号） 別表第二
- (3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）（原規防発第1312174号） 別表第三
- (4) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）（原規防発第1312175号） 別表第四
- (5) 核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）（原規防発第1312176号） 別表第五
- (6) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令）（原規防発第1312177号） 別表第六
- (7) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令）（原規防発第1312178号） 別表第七

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表第一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）</p> <p>平成25年7月8日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>（最終改正：令和 年 月 日）</u></p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）</p> <p>平成25年7月8日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>（最終改正：令和2年3月18日）</u></p>
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 発電用原子炉設置者は、事象が実用炉報告基準又は研究開発段階炉報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。<u>また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。</u> <u>ただし、実用炉報告基準の柱書の「過去に発生した類似の事象により、当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が明らかであるとき」については、「その状況及びそれに対する処置」の報告は要しないとしており、具体的にどのような場合がこれに該当するかについては、後述の実用炉報告基準各号の「3. 運用上の留意点」において示す。</u> ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関</p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 発電用原子炉設置者は、事象が実用炉報告基準又は研究開発段階炉報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p>

係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて原子力規制委員会に報告することをいう。

なお、発電用原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

実用炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりであり、研究開発段階炉については特段の記載がない限りこれを準用する。

以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては実用炉報告基準を用いるが、第2号、第3号、第7号、第8号及び第12号については、それぞれ該当する研究開発段階炉報告基準の規定に読み替えることが必要である。

(略)

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、

なお、発電用原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

実用炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりであり、研究開発段階炉については特段の記載がない限りこれを準用する。

以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては実用炉報告基準を用いるが、第2号、第3号、第7号、第8号及び第12号については、それぞれ該当する研究開発段階炉報告基準の規定に読み替えることが必要である。

なお、実用炉報告基準及び研究開発段階炉報告基準（以下「報告基準」という。）の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいう。

(略)

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、

次のいずれかに該当するときであって、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。

- イ 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。）。
- ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであって、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
- ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となったとき。

次のいずれかに該当するときであって、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。

- イ 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。）。
- ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであって、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
- ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となったとき。

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

- ① (略)
- ② 「発電用原子炉施設」：実用炉規則第3条第1項第2号ハから又は研究開発段階炉規則第3条第1項第2号ハから又に該当する施設をいう。なお、当該施設には実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）第2条第2項第12号に規定する重大事故等対処施設を含む。

(参考) 「発電用原子炉施設」に含まれる主要施設

- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・原子炉冷却系統施設
- ・計測制御系統施設

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

- ① (略)
- ② 「発電用原子炉施設」：実用炉規則第3条第1項第2号ハから又は研究開発段階炉規則第3条第1項第2号ハから又に該当する施設をいう。

(参考) 「発電用原子炉施設」に含まれる主要施設

- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・原子炉冷却系統施設
- ・計測制御系統施設

- ・放射性廃棄物の廃棄施設
- ・放射線管理施設
- ・原子炉格納施設
- ・その他原子炉の附属施設（非常用電源設備、常用電源設備等）

原子炉本体からタービン系統までの設備及び原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋及び海水熱交換器建屋等の建屋を含む。

③・④（略）

3.（略）

三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

1. 目的

安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等がひび割れ等の損傷により一定の基準に適合していないと判断された場合は、安全に影響を及ぼす事象である場合があるため、報告を求めるものである。

（参考）常設重大事故等対処設備については、特定重大事故等対処施設に属するものも含まれる。

2. 語句・文章の解釈

- ・放射性廃棄物の廃棄施設
- ・放射線管理施設
- ・原子炉格納施設
- ・その他原子炉の附属施設（非常用電源設備、常用電源設備等）

原子炉本体からタービン系統までの設備及び原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋及び海水熱交換器建屋等の建屋を含む。

③・④（略）

3.（略）

三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

1. 目的

安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等がひび割れ等の損傷により一定の基準に適合していないと判断された場合は、安全に影響を及ぼす事象である場合があるため、報告を求めるものである。

（新設）

2. 語句・文章の解釈

①「常設重大事故等対処設備に属する機器等」：設置許可基準規則第43条第2項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物をいう。

②（略）

3. 運用上の留意点

① 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等については、使用前確認証の交付を受けたものを対象とする。

② 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の使用中又は待機中に損傷が存在していないのであれば、安全上の影響はないので報告対象外である。例えば、当該機器等において、点検等により機能が要求されない期間に発生した損傷であることが、以下のような事情により容易に特定できる場合は報告対象外とする。

○損傷原因となる行為を行った者がその行為を自覚しているとき。

○損傷原因となる行為を他の者が目撃していたとき。

○損傷原因となる行為が映像により確認できるとき。

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧ 実用炉報告基準の柱書「過去に発生した類似の事象により、当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が明らかであるとき」でいう「過去に発生した類似の事象」として現時点で想定しているものは、平成30年9月12日に、関西電力株式会社より実用炉報告基準第三号に該当するとして事

①「常設重大事故等対処設備に属する機器等」：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第43条第2項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物をいう。

②（略）

3. 運用上の留意点

① 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の使用を開始して以降のものを対象とする。したがって、当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の工事中に発生した損傷については対象としない。

（新設）

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

（新設）

象発生の旨の報告がなされた高浜発電所3号機における蒸気発生器伝熱管の損傷である。これは、応力腐食割れに弱い材質（インコネルTT600）からなる蒸気発生器伝熱管一次側におけるローラ拡管部から発生した応力腐食割れによるものであることが明らかであった。また、本事象については、再発防止のための対策等が当該蒸気発生器伝熱管の施栓という既に確立されている対策であり、「再発を防止するために講ずる内容が明らか」であった。

四 火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

1. 目的

火災については、事象の進展を予測することが難しい場合があり、また、消防活動又は火災の拡大を予防するための措置を行ったことに伴い安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障が発生する可能性もあるため、他の発電用原子炉施設の故障とは区別して号を設け基準を定めるものである。このため、火災による安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障については、実用炉報告基準第三号に基づく報告は要しない。

2. (略)

3. 運用上の留意点

ただし書きについては、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等を故障させたとしてでも、火災の消火又は延焼の防止の措置（以下「消火活動」という。）を行ったほうが安全であると判断して消火活動を行った場合、

四 火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

1. 目的

火災については、事象の進展を予測することが難しい場合があり、また、消防活動又は火災の拡大を予防するための措置を行ったことに伴い安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障が発生する可能性もあるため、他の発電用原子炉施設の故障とは区別して号を設け基準を定めるものである。

2. (略)

(新設)

当該消火活動によって生じた故障はやむを得ないものであるため、本号に基づく報告は要しないものである。ただし、消火活動による被水に耐えるよう設計している安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等が故障した場合は、やむを得ないものとはいえないため、本号に基づく報告が必要となる。

五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき。

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

- ① (略)
- ② 「発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なもの」：当該機器の設置される事業所内において、消耗品の交換や機器の調整により速やかに発電用原子炉施設が復旧できる場合をいう。また設置許可基準規則第43条第2項に規定する可搬型重大事故等対処設備については、当該設備の交換を品質管理プログラムで定めて管理しており、速やかに当該設備が復旧できる場合をいう。

3. (略)

(略)

五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき。

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

- ① (略)
- ② 「発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なもの」：当該機器の設置される事業所内において、消耗品の交換や機器の調整により速やかに発電用原子炉施設が復旧できる場合をいう。

3. (略)

(略)

十三 挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。

十三 挿入若しくは引抜きの操作を現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であって挿入若しくは引抜きの操作を現に行ってないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。

1. 目的

平成18年11月30日の経済産業省からの指示により各電力会社が行った発電設備に係る総点検の結果、発電用原子炉停止中に想定外の制御棒引き抜け等の事象が発生していることが判明した。想定外の制御棒の引き抜け等の事象は、発電用原子炉の安全性に影響を及ぼす可能性がある事象であるため、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

①～④ (略)

(削る)

1. 目的

平成18年11月30日の経済産業省からの指示により各電力会社が行った発電設備に係る総点検の結果、発電用原子炉停止中に想定外の制御棒引き抜け等の事象が発生していることが判明した。想定外の制御棒の引き抜け等の事象は、発電用原子炉の安全性に影響を及ぼす可能性がある事象であることから、当該事象を事故に発展する事前の兆候として把握し、それに対する処置を講じさせることが適当である。このため、制御棒の操作をしていない状態において制御棒が動作した事象について、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

①～④ (略)

⑤ 「全挿入位置（中略）にある制御棒であって挿入若しくは引抜きの操作を現に行ってないもの」：全挿入位置において（イ）挿入若しくは引抜きの操作を一切行っていない状態の下における1本又は2本以上の制御棒又は（ロ）1本又は2本以上の制御棒を動作させることにより制御棒の操作を行っている状態の下における当該1本又は2本以上の制御棒以外の制御棒をいう。

(削る)

⑤ (略)

3. (略)

(略)

⑥ 「全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき」：いわゆる過挿入と呼ばれる状態をいう。

⑦ (略)

3. (略)

(略)

別表第二 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原子力規制委員会 <u>（最終改正：令和 年 月 日）</u></p>	<p>核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原子力規制委員会 <u>（最終改正：令和2年3月18日）</u></p>
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 加工事業者は、事象が加工施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。<u>また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。</u></p> <p><u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて原子力規制委員会に報告することをいう。</u></p> <p>なお、加工事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等によ</p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 加工事業者は、事象が加工施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p>なお、加工事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等によ</p>

り対外的に公にすること) 自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

加工施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

(略)

り対外的に公にすること) 自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

加工施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

なお、加工施設報告基準の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査結果、再発防止のための対策等をいう。

(略)

別表第三 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和 年 月 日)</u></p> <p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>再処理事業者は、事象が再処理施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。</u></p> <p><u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて原子力規制委員会に報告することをいう。</u></p> <p>なお、再処理事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置</p>	<p>使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和2年3月18日)</u></p> <p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>再処理事業者は、事象が再処理施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</u></p> <p><u>なお、再処理事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置</u></p>

の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること) 自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

再処理施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

(略)

二 再処理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、再処理に支障を及ぼしたとき。

三 再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、再処理に支障を及ぼしたとき。

1. ~ 3. (略)

(略)

の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること) 自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

再処理施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

なお、再処理施設報告基準の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査結果、再発防止のための対策等をいう。

(略)

二 再処理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、再処理に支障を及ぼしたとき。

三 再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、再処理施設に支障を及ぼしたとき。

1. ~ 3. (略)

(略)

別表第四 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令） 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和 年 月 日)</u></p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和2年3月18日)</u></p>
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 試験研究用等原子炉設置者は、事象が試験炉報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。</p> <p>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて原子力規制委員会に報告することをいう。</p> <p>なお、試験研究用等原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。</p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 試験研究用等原子炉設置者は、事象が試験炉報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p>なお、試験研究用等原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。</p>

II 試験炉報告基準の各号について

試験炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

(略)

三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

① 「試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物」（以下「安全上重要な機器等」という。）：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第29条第1項の定期事業者検査の対象となっている機器等とする。

② (略)

II 試験炉報告基準の各号について

試験炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

なお、試験炉報告基準の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいう。

(略)

三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

① 「試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物」（以下「安全上重要な機器等」という。）：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第29条第1項の定期事業者検査及び保安規定に規定された施設定期自主検査の対象となっている常用設備機器とする。

② (略)

3. 運用上の留意点

① 安全上重要な機器等に属する機器等については、使用前確認証の交付を受けたものを対象とする。

② 当該安全上重要な機器等の使用中又は待機中に損傷が存在していないのであれば、安全上の影響はないので報告対象外である。例えば、当該機器等において、点検等により機能が要求されない期間に発生した損傷であることが、以下のような事情により容易に特定できる場合は報告対象外とする。

○損傷原因となる行為を行った者がその行為を自覚しているとき。

○損傷原因となる行為を他の者が目撃していたとき。

○損傷原因となる行為が映像により確認できるとき。

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

4. (略)

四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

1. 目的

火災については、事象の進展を予測することが難しい場合があり、また、消防活動又は火災の拡大を予防するための措置を行ったことに伴い安全上重要な機

3. 運用上の留意点

① 安全上重要な機器等に属する機器等の使用を開始して以降のものを対象とする。したがって、当該安全上重要な機器等の工事中に発生した損傷については対象としない。

(新設)

② (略)

③ (略)

④ (略)

4. (略)

四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

1. 目的

火災については、事象の進展を予測することが難しい場合があり、また、消防活動又は火災の拡大を予防するための措置を行ったことに伴い安全上重要な機

器等の故障が発生する可能性もあるため、他の試験研究用等原子炉施設の故障とは区別して号を設け基準を定めるものである。このため、火災による安全上重要な機器等の故障については、試験炉報告基準第三号に基づく報告は要しない。

2. 語句・文章の解釈

① (略)

②「ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。」：安全上重要な機器等を故障させたとしてでも、火災の消火又は延焼の防止の措置（以下「消火活動」という。）を行った方が安全であると判断して消火活動を行った場合、当該消火活動によって生じた故障はやむを得ないものであるため、本号に基づく報告は要しないものである。ただし、消火活動による被水に耐えるよう設計している安全上重要な機器等が故障した場合は、やむを得ないものとはいえないため、本号に基づく報告が必要となる。

3. (略)

器等の故障が発生する可能性もあるため、他の試験研究用等原子炉施設の故障とは区別して号を設け基準を定めるものである。

2. 語句・文章の解釈

① (略)

②「ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。」：安全上重要な機器等を故障させたとしてでも、火災の消火又は延焼の防止の措置を行った方が安全であると判断した場合に限る。

3. (略)

別表第五 核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和 年 月 日)</u></p>	<p>核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）</p> <p>平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和2年3月18日)</u></p>
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 核燃料物質使用者（以下「使用者」という。）及び核原料物質使用者（以下「原料使用者」という。）は、事象が燃料使用報告基準又は原料使用報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。<u>また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。</u> <u>ただし、燃料使用報告基準の柱書の「過去に発生した事象から得られた知見その他科学的知見により、使用施設等の安全性を損なうおそれのないことが合理的に明らかであるとき</u>については、「その状況及びそれに対する処置」の報告は要しないとしており、具体的にどのような場合がこれに該当するかについては、後述の燃料使用報告基準各号の「3. 運用上の留意点」において具体的に示す。 <u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関</u></p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 核燃料物質使用者（以下「使用者」という。）及び核原料物質使用者（以下「原料使用者」という。）は、事象が燃料使用報告基準又は原料使用報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p>

係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて原子力規制委員会に報告をすることをいう。ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第41条各号に該当しない使用者については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）第54条の規定により、再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて原子力規制委員会に報告をすることをいう。

なお、使用者及び原料使用者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

燃料使用報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点等は次のとおりであり、核原料物質使用施設については、特段の記載がない限りこれを準用する。

以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては燃料使用報告基準を用いるが、原料使用報告基準全5号中、第1号、第2号、第4号、第5号については、燃料使用報告基準第1号、第2号、第11号及び第12号の各該当する原料使用報告基準の規定に読み替える。

原料使用報告基準「三 核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき」については、燃料使用報告基準第5号、第6号、第7号、第8号全ての考え方を適用する。

なお、使用者及び原料使用者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

燃料使用報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点等は次のとおりであり、核原料物質使用施設については、特段の記載がない限りこれを準用する。

以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては燃料使用報告基準を用いるが、原料使用報告基準全5号中、第1号、第2号、第4号、第5号については、燃料使用報告基準第1号、第2号、第11号及び第12号の各該当する原料使用報告基準の規定に読み替える。

原料使用報告基準「三 核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき」については、燃料使用報告基準第5号、第6号、第7号、第8号全ての考え方を適用する。

なお、燃料使用報告基準及び原料使用報告基準の「その状況及びそれに対する

処置とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいう。

(略)

二 使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

1.・2. (略)

3. 運用上の留意点

①・② (略)

③ 燃料使用報告基準の柱書「過去に発生した事象から得られた知見その他科学的知見により、使用施設等の安全性を損なうおそれのないことが合理的に明らかであるとき」でいう「使用施設等の安全性を損なうおそれのないことが合理的に明らかである」とは、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたもの、閉じ込め機能、放射線の遮へい機能、火災又は爆発の防止機能、臨界防止機能等の安全機能に影響がないことが事象の状況等からして合理的に明らかであることをいう。また、「過去に発生した事象」として現時点で想定している事象の例は、令和2年4月13日に、国立大学法人東北大学より燃料使用報告基準第二号に該当するとして事象発生の旨の報告がなされた東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターにおける研究棟排気筒倒壊による排気設備の機能が維持できなくなった事象である。このように使用施設等の安全性を損なうおそれのないことが明らかなものについては、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。

(略)

二 使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

1.・2. (略)

3. 運用上の留意点

①・② (略)

(新設)

三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

1. ~ 3. (略)

4. 事例

①報告対象の事例

・(略)

・ウランを大量に貯蔵するための密閉二重容器が破損し、ウランが容器外に漏えいした場合。

② (略)

(略)

三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

1. ~ 3. (略)

4. 事例

①報告対象の事例

・(略)

・ウランを大量に貯蔵するための密閉二重容器が破損し、ウランが容器外に漏えい②報告対象でない事例

② (略)

(略)

別表第六 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令） 新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和 年 月 日)</u></p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和2年3月18日)</u></p>
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第二種廃棄物埋設事業者は、事象が第二種廃棄物埋設施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。<u>また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。</u> <u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて原子力規制委員会に報告をすることをいう。</u></p> <p>なお、第二種廃棄物埋設事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームペー</p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第二種廃棄物埋設事業者は、事象が第二種廃棄物埋設施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p>なお、第二種廃棄物埋設事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームペー</p>

ジ掲載等により対外的に公にすること)自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

第二種廃棄物埋設設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

(略)

ジ掲載等により対外的に公にすること)自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

第二種廃棄物埋設設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

なお、第二種廃棄物埋設設報告基準の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査結果、再発防止のための対策等をいう。

(略)

別表第七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和 年 月 日)</u></p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令）</p> <p style="text-align: center;">平成25年12月18日 原 子 力 規 制 委 員 会 <u>(最終改正：令和2年3月18日)</u></p>
<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 廃棄物管理事業者は、事象が廃棄物管理施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。</p> <p><u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて原子力規制委員会に報告することをいう。</u></p> <p>なお、廃棄物管理事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載</p>	<p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 廃棄物管理事業者は、事象が廃棄物管理施設報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p>なお、廃棄物管理事業者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載</p>

等により対外的に公にすること)自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

廃棄物管理施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

(略)

等により対外的に公にすること)自体を妨げるものではない。

II 報告基準の各号について

廃棄物管理施設報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

なお、廃棄物管理施設報告基準の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査結果、再発防止のための対策等をいう。

(略)

制定 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（訓令）について次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（訓令）の制定について

原子力規制委員会は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（訓令）を別添のとおり定める。

なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規総発第 120919097 号）2.（2）の規定に基づき、旧原子力安全・保安院より継承されている「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（内規）」（平成 19・12・12 原院第 5 号）は、以後用いない。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(別添)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（訓令）

令和　年　月　日
原 子 力 規 制 委 員 会

I 運用の基本的な考え方

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第六十二条の三（主務大臣等への報告）に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「外運搬規則」という。）第二十五条（以下「外運搬報告基準」という。）の規定は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬中（工場又は事業所外における運搬を開始し、終了するまでの間をいう。）に発生した事象について適用されるものとする。
2. 運搬を行う原子力事業者等（製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。）をいう。）は、事象が外運搬報告基準の各号のいずれかに該当すると判断したときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、報告書に取りまとめて委員会に提出するものとする。

ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステム等により再発防止のための対策等を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて原子力規制委員会に報告することをいう。

なお、必要に応じ、原子力事業者等が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により当該事象を対外的に公にすることをいう。）は差し支えない。

II 外運搬報告基準の各号について

外運搬報告基準の各号の目的、語句・文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. 目的

核物質防護及び放射線防護の観点から、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬（以下「事業所外運搬」という。）において核燃料物質の盗取又は所在不明があった場合に報告を求めるものである。

2. 運用上の留意点

事業所外運搬において、搬入時における運搬する核燃料物質の数量が搬出時における数量と比較して減少した場合は、合理的な評価によって説明できる場合を除き、減少した核燃料物質の種類の如何を問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたものとして、本号に該当するものとする。

二 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。

1. 目的

事業所外運搬は、一般公衆が生活し、かつ、法に基づく核燃料物質の管理が行われない場所で行われるものである。そのような場所において核燃料物質等が異常に漏えいしたときは、災害の発生及び拡大の防止、原因究明並びに再発防止対策の検討を行う必要があるため、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

「異常に漏えいしたとき」：核燃料輸送物から放射性物質が漏えいしたとき。ただし、BM型輸送容器又は BU 型輸送容器の密封装置から放射性物質が漏えいした場合は、その漏えい率が、外運搬規則第十九条第一項第六号に掲げる「核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書」等に記載された発送前に行う検査の合格基準を超えたとき。

三 前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

1. 目的

核燃料物質等の運搬が原因で人の障害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の発生及び拡大の防止、原因究明並びに再発防止対策の検討を行う必要があることから、報告を求めるものである。

2. 語句・文章の解釈

「軽微なもの」：放射線障害以外の人の障害であって事業所外運搬上の支障を生じないもの。

資料 4

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性（2回目）

令和3年8月18日
原 子 力 規 制 庁

1. 経緯及び趣旨

令和3年6月9日の第12回原子力規制委員会にて報告した原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性（別紙1参照）について、同委員会での議論の中で、委員から以下の趣旨の指摘があった。

- (1) 現行10日以内としている法令報告の期日の見直しについて、10日といった具体的な日数を設定する実効性がないことは理解するものの、法令報告事象が放置されないよう報告の目安が必要ではないか。
- (2) 法令報告解釈¹を改正することで法令報告の対象外とする方向とした、「機器等に機能が要求されない点検中に誤って発生させた損傷で点検中に修繕された事象」については、記載が一般的過ぎるので、具体例を示した上で、対象を明確にすること。
- (3) 法令報告解釈を改正することで法令報告の対象外とする方向とした、ABWR及びPWRにおける制御棒の過挿入に関して、その安全上の妥当性について技術的な説明を行うこと。

今回は、上記指摘を踏まえ、再検討した内容を諮るもの。

2. 再検討した内容

(1) 事業者からの報告書の提出期日

法令報告事象が発生した際の運用として、原子力規制庁は、発生2週間以内を目途に、当該法令報告事象の対応方針を原子力規制委員会に諮ることとする。その際、原子力規制庁は、事業者における当面の調査等の作業見込みの聴取結果や、事象に係る公開会合の開催見込み等、対応方針に応じた原子力規制庁の対応スケジュールなどを含めて報告することとし、合理的な理由なく事業者による法令報

¹ 各事業規則に定められている法令報告に基づく事故故障等の報告についての運用を定めた以下の訓令をいう。
核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令）、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令）及び核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核燃料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（内規）

告事象への対応に遅滞が生じないようにする。この旨は原子力規制庁の対応マニュアルに明記する（別紙2参照）。

このような運用を前提として、一律の基準としての報告書の提出期日は設定しないこととする。

(2) 点検中に発生させた損傷による法令報告事象

本事象に該当する過去の法令報告事例としては以下の2例がある。

①平成27年7月17日に発生したもんじゅにおけるディーゼル発電機B号機シリンダヘッドインジケータコックの変形

（概要）非常用ディーゼル発電機B号機の点検のために取り出したシリンダヘッドを運搬していたところ、吊り治具の操作を誤ったことにより落下させ、シリンダヘッドのインジケーターコック等を破損させた。なお、当該事象が発生した際、A号機及びC号機のディーゼル発電機が自動待機中であり、運転上の制限の逸脱はなかった（詳細は参考1参照）。

②平成19年6月8日に発生した福島第二原子力発電所2号機における原子炉格納容器鋼板部の一部損傷

（概要）定期検査中の福島第二原子力発電所2号機において、圧力抑制室内壁の塗装工事のためのブラスト作業を実施していたところ、ブラスト用の金属粉が圧力抑制室の内壁の一箇所に誤って集中して当り、肉厚が技術基準を満たさなくなった（詳細は参考2参照）。

このような事例は、点検中の行為が原因であるため、損傷が原子力施設の運転中に発生したものではないことが明白である。よって、有意なリスク増加がないこと、施工管理上の問題として事業者の改善活動を監視すれば足りること、事業者における水平展開や規制機関による規制措置を行う必要がある事例は限られると想定されるため、法令報告を受ける必要性は低いと考える。

一方、点検時に発見された損傷が原子力施設の運転中に存在していた可能性がある場合は、リスクが運転中に増加していた可能性が否定できない。そのため、事業者が行う損傷原因の特定、それに対する処置が妥当であるか規制機関としても確認をする必要があり、引き続き法令報告の対象とする必要がある。

したがって、点検の作業中に発生させた損傷によるものであることが明白な場合は、実用炉規則第134条第3号（別紙3参照）に該当する法令報告の対象外とする方向で、法令報告解釈の改正案の準備を進めたい。

(3) 制御棒の過挿入

平成 11 年の北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1 号機における制御棒の引き抜きによる臨界事故を受け、意図せぬ制御棒の引き抜き等については、平成 19 年 6 月の実用炉規則改正により法令報告対象に追加された。本事象は、制御棒駆動機構の機能確認試験の際、一部の手順誤りによって想定とは異なる系統構成となり、一部の制御棒において挿入側への加圧により過挿入が発生し、そのまま当該試験を継続したことにより、制御棒が全挿入位置から引き抜き側に動作したものの（別紙 4 参照）。このことを受け、前記の規則改正により、意図しない制御棒の動きについて、制御棒の過挿入含め幅広に報告対象としたものである。

一方、再検討した結果、別紙 4 で示すとおり、前回の原子力規制委員会（令和 3 年 6 月 9 日）で提案した ABWR 及び PWR に加え、BWR についても制御棒の引き抜きに至らない過挿入に限っては、安全上の影響は極めて小さいものであると考える。

また、意図せぬ制御棒の動きが法令報告対象となった平成 19 年以降、実際に発生した BWR における過挿入事象（別紙 4 表 1 参照）は、定期検査時の弁の不具合等に起因する蓄圧や圧力変動が原因で発生している。しかし、過挿入が契機となった制御棒の引き抜きには至っておらず、さらに中央制御室における制御棒ドリフト警報等により制御棒が引き抜き側に動いていないことが確認されており、安全上の有意なリスク上昇がない事例として報告されている。

そこで、意図しない制御棒の動きについて法令報告としている実用炉規則第 134 条第 13 号（別紙 3 参照）について、制御棒の過挿入に限っては、BWR 含め安全上の影響は極めて小さいものであるため、実用炉規則の該当号の改正によって報告の対象外とする改正案の準備を進めたい。なお、制御棒が意図せずに全挿入位置から引き抜き側へ動作した場合は、引き続き法令報告対象である。

なお、制御棒の過挿入事象を法令報告の対象外としたとしても、当該事象が発生した場合は、原子力規制検査の枠組みの中で、事業者の活動等を監視することとなる。

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性

令和 3 年 6 月 9 日
原 子 力 規 制 庁

1. 経緯及び趣旨

原子炉等規制法第 62 条の 3 に基づく事故・トラブルの報告（以下「法令報告」という。）の改善¹については、令和 2 年 11 月 11 日の第 37 回原子力規制委員会において、報告受領後の対応プロセスの見直しと、法令報告事象の対象範囲や報告期日の設定等の見直しの検討の方向性について了承された。

前者については、見直しを行った内容に基づき、原子力規制庁の対応マニュアルの作成を行っているところ（対応マニュアル案は別紙 1 のとおり）。

後者については、公開会合を 3 回実施し、事業者からの意見聴取及び議論を行った（公開会合での検討状況は別紙 2 のとおり）。今回、これまでの検討状況（概ね議論が収束した事項、さらなる検討が必要な事項）を報告するとともに、これを踏まえた今後の方向性について諮るもの。

2. 概ね議論が収束した事項

（1）事業者からの報告書の提出期日

事業者は法令報告事象が発生した際、①直ちに事象発生の旨及び②10 日以内に事象に関する事実関係とその発生原因、再発防止対策等に関する報告書（以下「原対報」という。）を提出することが求められている。

①については法目的に照らし、人や環境に影響を及ぼすおそれのある事象の発生を規制機関として早期に把握し、収束に向け必要に応じ適切な措置が講じられるようすることを目的とし、②についてはこうした事象の再発を防止するため、事業者においてその原因と再発防止対策の詳細を明らかにするとともに、必要に応じて他事業者へ水平展開すること及び規制機関として規制要求の見直し等の対策を行うことを目的としている。

一方、②の運用実績をみると、原因の特定と再発防止対策の立案に時間を要することから、ほとんどの場合、10 日以内の時点で提出される報告書に原因と再発防止策は記載されておらず、10 日以内の期日を設けることの実効性がない状況となっている。

以上を踏まえ、報告書の提出期日について、公開会合において原子力規制庁

¹ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の法令報告については、特定原子力施設として指定されている状況を考慮し、今回の検討には含まれていない。

より以下の点を説明し、議論を行ったところ、事業者より異論はなかった。

- a. これまで 10 日以内の報告で受領していた情報については、法令報告事象発生後に直ちに行う報告を受けた後、対応マニュアル案に記載したとおり、既存の公開会合²や面談等で進捗を把握することができる。
- b. 仮に事業者が理由なく原因の究明や再発防止策の検討を行わない場合は、原子力規制検査による状況確認の上での対応措置の適用等により対応が可能と考えられる。

今後の方向性

原対報について、現在 10 日以内の報告を求めているものから、具体的な報告期日を設定せず、事案の詳細が判明した後に速やかに再発防止策を含めて原対報を求めるものとして規則を見直すこととしたい。

(2) 原対報を求める必要性が低い事象

法令報告の目的は、前述のとおりであるが、法令報告対象となる事象の中には、既に知見が蓄積されているものなど、事象発生時の報告により事象の発生を確認する必要があるものの、その性格が確認された後には詳細な報告を求める必要がないと考えられるものが含まれている。すなわち、現在の法令報告事象を定める基準では、本制度の目的に寄与しないと思われる報告が行われている場合がある。

この点について、公開会合において、具体的な事象の例やその性格について議論を行い、事業者とも認識の共有に至った。

今後の方向性

法令報告事象発生時には、十分な状況把握ができず不明な点も多いため、現在の法令報告事象に対して、引き続き、事象発生後直ちに行う報告は求めるものの、原対報による詳細な報告を求めることによる本制度の目的への寄与のない事象を特定し、原対報を不要とすることとしたい。また、不要とする場合の特定については、あらかじめ以下のような場合を、規則又は告示等で定めることとしたい。

- a. 過去に同様な事象が発生しており、原因と対策が明確であると判明した場合（例：定期検査中に発見される PWR の蒸気発生器の一次系減肉のう

² 原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合

ち、応力腐食割れによるもの)。

- b. 使用施設のように潜在的なリスクが低い施設で発生した事象であって、安全確保に必要な他の機器への影響や、安全への実際の影響がなかった場合(例:東北大学金属材料研究所の排気筒の倒壊)。

(3) 個別の事象に係る法令報告解釈³の見直し

発電用原子炉設置事業者より、機器等に機能が要求されない点検中に誤って発生させた損傷で点検中に修繕された事象やABWR及びPWRにおける制御棒の過挿入といった、工学的な評価をした際に安全上の影響がない事象については、報告不要とすべきではないかとの指摘があった。この点について公開会合での議論を行い、2つの事象については安全上の影響が極めて小さいとの認識を共有した。

今後の方向性

機能が要求されない点検中に誤って発生させた損傷で点検中に修繕された事象と、ABWR及びPWRにおける制御棒の過挿入については、法令報告解釈の改正により、法令報告の対象から外すこととした。

3. さらなる検討が必要な事項

(1) 廃止措置計画認可前の施設で発生する法令報告事象の取扱い

発電用原子炉設置事業者より、廃止措置計画の認可申請中又は申請を決定したプラントにおいて、廃止措置計画認可前の段階から、実質的に安全上の影響がない機器等で発生する事象については、廃止措置計画認可後と同様に法令報告の対象外としてはどうかとの意見があり、事業者の考え方を聴取した。引き続き、廃止措置計画認可前から適用可能か、また可能とする場合、どのような機器等を報告対象とすることが適切かといった点等について議論・検討をする必要がある。

(2) 核燃料施設等のリスクに応じた制度運用(グレーデッドアプローチの観点からの法令報告の見直し)

核燃料施設等に関する現行の法令報告解釈については、核燃料施設等の廃止

³ 各事業規則に定められている法令報告に基づく事故故障等の報告についての運用を定めた以下の訓令をいう。

核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について(訓令)、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について(訓令)、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について(訓令)、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について(訓令)、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について(訓令)、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について(訓令)及び核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について(訓令)、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について(内規)

措置計画の認可後の考え方が明記されていない等、核燃料施設等に求める法令報告事象をリスクに応じてどのように設定すべきか議論の余地がある。

公開会合においては、廃止措置計画認可後の核燃料施設等の法令報告事象に関して、現行の規則の解釈に基づく報告対象の整理が必要という認識を原子力規制庁と事業者で共有した。今後引き続き、廃止措置段階における核燃料施設等における法令報告事象の対象等が適切かについて検討する必要がある。

4. 今後の対応

上記2. の事項については、原子力規制庁において、詳細な検討を進め、今後必要な規則等の改正案を原子力規制委員会に諮ることとする。

上記3. の事項については、引き続き公開会合等を通して事業者の意見を聴取し、論点、課題等を明らかにした上で、対応の方向性を原子力規制委員会に諮ることとしたい。